

## 法定説明事項の顧客交付書面例

(前注) 本資料は、「企業価値担保権の実装に向けた勉強会」において取り扱われたものである。記載内容は一つの例示であり、各金融機関等において、この記載も参考として、顧客にとって重要な情報を分かりやすく記載することが望まれる。

特に、金融機関から顧客への事前説明にあたっては、担保権信託（いわゆるセキュリティ・トラスト）に関する個々の顧客の知識・経験等も踏まえて、【別添】のような図表を盛り込んだ説明資料を追加的に活用するなど、各金融機関において、企業価値担保権の仕組みをわかりやすく説明するために、創意工夫を発揮することが望まれる（推進法 40 条 1 項により準用される信託業法 25 条）。

### <前提>

1. 本書面は、信託契約の書式例（パターン 2・3）を利用する場合（※）において、推進法 40 条 1 項により準用される信託業法 25 条の事前説明に用いる書面、同 26 条の信託契約締結時の情報提供のための書面として利用することを想定。

2. 信託契約における定義語や信託契約の条項を参照する以上、事前の説明に際して、及び締結時の情報提供に際して、信託契約（案）を併せて交付することが必要。

（※）なお、信託契約の書式例（パターン 1）を利用する場合については、契約書において法定事項が網羅されているため、信託契約（案）を交付すれば、本書面を交付することは要さない。

### <記載事項の粒度に関する考え方>

- (1) 信託契約における定義語は、本書面においてもそのまま利用することができる
- (2) 信託契約の条項を参照して説明することも可能
- (3) 信託契約の条項が参照されていれば、本書面において網羅的に説明の記載を設ける必要はない

■法定説明事項、■任意の説明事項（■と■が併記されている項目は青字部分のみが任意の説明事項）

#### (1) 企業価値担保権信託契約の締結年月日

■ 「企業価値担保権信託契約書」に記載の契約年月日を締結年月日とします。

#### (2) 委託者の氏名又は名称及び受託者の商号

■ 委託者は「株式会社●●」とし、受託者は「▲▲銀行」とします。

#### (3) 信託の目的

■本担保権が委託者の総財産（将来において委託者の財産に属するものを含む）を担保目的財産とすることで、委託者の事業に必要な資金の調達等の円滑化等を図り、委託者の事業の継続及び成長発展を支えることを目的とします。

■受託者は、委託者の総財産に対して本契約に基づき設定される企業価値担保権について、推進法及び本契約に定める方法及び条件に従い、その管理及び処分をおこないます。

<p>■受託者は、特定受益者のために、本担保権の実行手続において、管財人より配当可能額（推進法第 166 条第 2 項に規定する配当可能額）から不特定被担保債権留保額を控除した額を限度として金銭の配当を受け、当該金銭の管理及び処分をおこないます。</p>
<p>■受託者は、不特定受益者のために、本担保権の実行手続において、配当可能額に応じ、管財人より不特定被担保債権留保額の金銭の配当を受け、当該金銭の管理及び処分をおこないます。</p>
<p><b>(4) 信託財産に関する事項</b></p>
<p>■委託者は、信託開始日において、委託者の総財産（将来において委託者の財産に属するものを含む）に対して、本被担保債権を担保するため、受託者を企業価値担保権者として、第一順位の企業価値担保権を設定することにより受託者に信託し、受託者はこれを引き受けます。</p>
<p>■委託者は、信託開始日中に、企業価値担保権の設定について、委託者の本店の所在地において、商業登記簿にその登記をする旨の申請を、自らの費用にて行い、受託者は当該登記申請に協力します。委託者は、かかる登記申請後、直ちに当該申請が受領されたことを証する書面を受託者に交付し、かかる登記手続完了後、直ちに当該登記が反映された委託者の商業登記事項証明書を受託者に提出します。</p>
<p><b>(5) 企業価値担保権信託契約の期間に関する事項（契約で定められた期間）</b></p>
<p>■本信託の期間は、信託契約書第〇条（書式例（パターン 3）：1.1 条(4)）に定める信託開始日から同第〇条（書式例（パターン 3）：同条(6)）に定める信託終了日までとします。</p>
<p><b>(6) 信託財産の管理又は処分の方法に関する事項</b></p>
<p>■委託者は、次に掲げる行為その他の定款で定められた目的及び取引上の社会通念に照らして通常の事業活動の範囲を超える担保目的財産の使用、収益及び処分をするには、当該使用、収益及び処分の対象となる財産について全ての受託者の同意を得なければなりません。</p> <p>①重要な財産の処分</p> <p>②事業の全部又は重要な一部の譲渡</p> <p>③正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で供給すること</p>
<p>■【該当の場合のみ】 なお、●●（ex.企業価値担保権設定契約書等）において、事前に同意が付された旨が明記された担保目的財産の使用、収益及び処分については、上記の限りではございません。</p>
<p>■受託者は、特定受益者から本担保権を実行することを求める指図を受領した場合には、信託契約書第〇条（書式例（パターン 3）：6.2 条）の規定に従い本担保権を実行します。</p>
<p><b>(7) 準用信託業法第 29 条第 2 項各号に掲げる下記取引（利益相反取引）を行う場合には、その旨及び当該取引の概要</b></p>
<p>■受託者は、受益者の保護に支障を生ずることがない場合には、次に掲げる取引を行うことができます。</p> <p>(●) 受託者において信託財産に属する金銭を管理するための預金口座を開設する取引、及び信託財産に属する金銭を、受託者に開設され維持される銀行預金又は受託者の銀行勘定で運用する行為</p> <p>(●) 受託者が委託者から設定を受けた本担保権以外の企業価値担保権と本担保権との順位の変更</p>
<p><b>(8) 受益者に関する事項</b></p>

<p>■「受益者」とは、信託契約書第〇条（書式例（パターン3）：1.1条(2)）に定める特定受益者及び不特定受益者をいいます。</p> <p>■「特定受益者」とは、信託契約書第〇条（書式例（パターン3）：1.1条(5)）に定める特定被担保債権を有する者をいいます。</p> <p>■ ■ 「不特定受益者」とは、信託契約書第〇条（書式例（パターン3）：1.1条(17)）に定める不特定被担保債権（企業価値担保権の実行後・破産手続等の開始後において破産手続等の公正な実施に要すると見込まれる額を留保するための技術的なもの）を有する者をいいます（推進法により指定が義務付けられた受益者です）。</p>
<p>■ ■ 企業価値担保権設定時の特定受益者は「●●銀行」とし、その商号、代表者、代理人、署名、印鑑、所在地その他受託者宛て届出事項に変更があった場合には、受託者に対して速やかに書面による通知を行います。</p>
<p><b>(9) 信託財産の交付に関する事項</b></p>
<p>■ 受託者は、推進法第62条第1項第1号等の規定に従い、本担保権の実行後、実行手続に係る管財人から配当金を受領し、特定受益者への金銭の給付等を行います。</p>
<p><b>(10) 信託報酬に関する事項</b></p>
<p>■ 委託者は、受託者に対して、委託者と受託者との間で別途合意するところに従い、本契約に関する信託報酬を支払います。</p>
<p>■ 受託者は、受託者が支払を受けていない信託報酬がある場合には、信託財産に属する金銭から当該信託報酬相当額の支払を受けることができますものとしします。</p>
<p>■ 委託者につき破産手続、民事再生手続又は会社更生手続が開始した場合には、委託者の信託報酬の支払義務は、既に履行されたものを除き、将来に向かって消滅するものとしします。</p>
<p><b>(11) 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項（登録免許税の額）</b></p>
<p>■ ■ 企業価値担保権を設定する際の登録免許税30,000円等の諸費用は、信託契約書第〇条（書式例（パターン3）：7.3条1.）の規定に従い、委託者の負担となります。</p>
<p><b>(12) 信託財産の計算期間に関する事項</b></p>
<p>■ 「信託計算期間」とは、信託開始日又は前信託計算期日の翌日から、最初に到来する次回の信託計算期日までの期間をいいます。</p>
<p>■ 「信託計算期日」とは、①信託開始日の翌日以後、信託終了日より前に到来する毎年●月末日（但し、当該日が営業日でない場合は、前営業日）、②信託財産の交付が行われた日、③信託終了日のいずれかの日をいいます。</p>
<p><b>(13) 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項</b></p>
<p>■ 受託者は、毎年一回、一定の時期に、信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録を作成します。なお、信託契約書第〇条（書式例（パターン3）：7.2条）の規定により、受託者から受益者への報告は省略されます。</p>
<p><b>(14) 企業価値担保権信託契約の合意による終了に関する事項</b></p>
<p>■ 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができます。</p>
<p><b>(15) その他内閣府令で定める事項</b></p>
<p>■ 本契約に基づく受託者の公告は、受託者所定の公告の方法により行います。本契約締結時点における受託者の公告の方法は、官報に掲載する方法によりします。</p>

<p>■【信託兼営金融機関】受託者が契約する指定紛争解決機関は「〇〇〇〇（連絡先：●●●●●、電話番号：□□□□）」とします。</p> <p>■【信託兼営金融機関以外の者で銀行法等の指定紛争解決機関により苦情処理措置・紛争解決措置を定める場合】本契約に関する苦情処理措置は〇〇〇〇（連絡先：●●●●●、電話番号：□□□□）、紛争解決措置は〇〇〇〇（連絡先：●●●●●、電話番号：□□□□）が実施いたします。</p>
<p>■委託者は、本特定被担保債権の元本確定請求を行おうとするときは、予め（遅くとも当該請求を行う日の●営業日前までに）受託者に対してその旨を報告するものとします。受託者は、委託者からかかる報告又は本特定被担保債権の元本確定請求を受けたときは、全ての特定受益者に対し、遅滞なくその旨を通知します。</p>
<p>■信託は、信託契約書第〇条（書式例（パターン3）：8.2条1.）に従い、信託契約書第〇条（書式例（パターン3）①：6.4条）に基づき本担保権が解除された場合等にも、終了します。</p>
<p>■受託者は、信託契約書第〇条（書式例（パターン3）：8.1条）の規定に従い、本信託の受託者を辞任することができます。その場合、受託者は、辞任に先立ち、後任となる新たな受託者を定めることとなります。</p>

（注）下記の点には留意が必要。

・(8) 受益者に関する事項

特定被担保債権者の商号等その他の属性について、

- 特定受益者が、推進法第2条第3項に掲げる者（金融機関等）以外の者である場合は、「〇〇（推進法第2条第3項各号に掲げる金融機関等以外の者）」
- 社債権者など、特定被担保債権者が特定できない場合は、「企業価値担保権設定時の〇〇（推進法第2条第3項各号に掲げる金融機関等以外の者を含み得る）」とすること。

・(15) その他内閣府令で定める事項

信託契約書に、受託者が複数である場合における信託業務の処理について特別の定めがある場合には、その旨も説明すること。

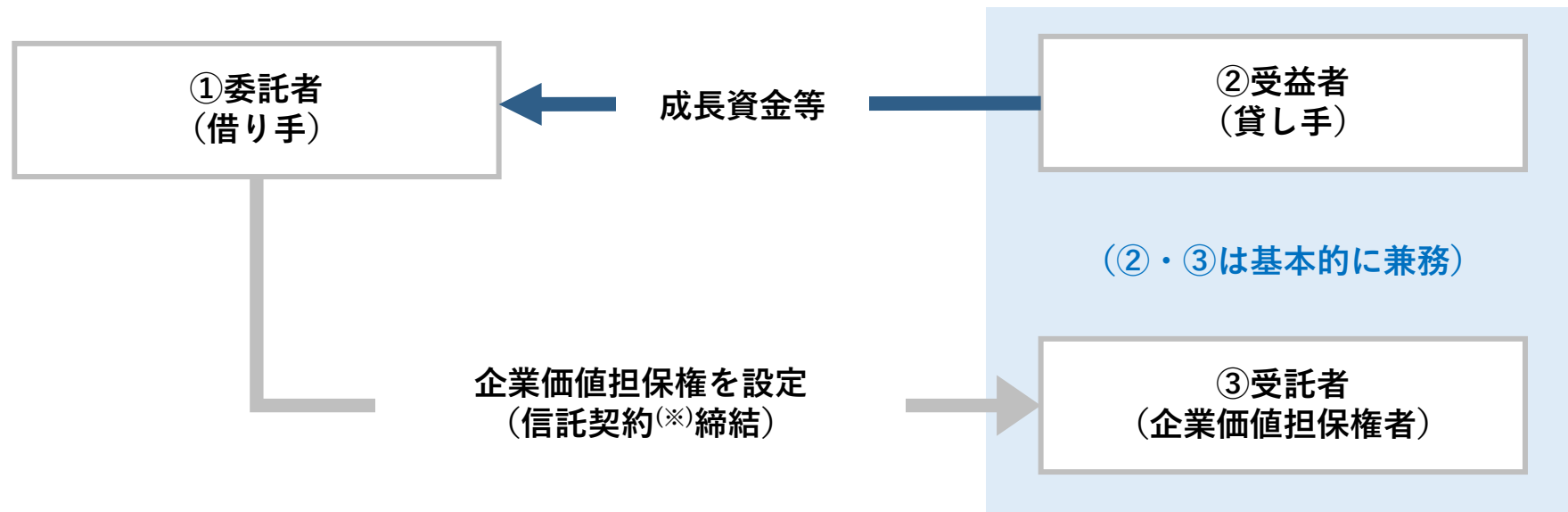
## 【別添】 企業価値担保権の基本的な枠組み

■ 次の者は、推進法上、それぞれ【①～③】とされています（注）。

- ▶ 企業価値担保権を設定し、成長資金等を調達する借り手 → 【①委託者】
- ▶ 借り手(①委託者)に対し、企業価値担保権を活用し、成長資金等を融資する貸し手 → 【②受益者】
- ▶ 借り手(①委託者)から、企業価値担保権の設定を受け、担保権を管理する担保権者 → 【③受託者】

(注) それぞれ、①委託者、②受益者、③受託者とされるのは、企業価値担保権の設定が、信託契約によることとされているためです。

なお、②受益者には、貸し手のほか、法律上、「不特定受益者」も含むこととされています（説明資料(8)参照）。



(※) ③受託者が管理するもの（信託財産）は、企業価値担保権になります（借り手の財産ではありません）。

借り手の財産は、担保権が設定されている状態（不動産に抵当権が設定されている状態と同様）です。